

岩手県告示第449号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成26年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市箱清水一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘四丁目及び黒石野二丁目
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年6月1日から同年9月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正作業及び基準点設置作業）